

津山市子育て支援ガイドブック協働発行业務仕様書

1 発行の形態

主として就学前児童をもつ家庭を対象として、子育て支援等に関する行政情報と協働発行业務者が収集する地域情報・広告を併せた地域情報誌として発行するもの。

2 発行日、発行部数及び提供（有効）期間

版	発行日	発行部数	提供期間
初版	令和 5 年 5 月	6, 0 0 0 部	発行日から次の版が発行されるまで（約 2 年間）
第 2 版	令和 7 年 5 月	6, 0 0 0 部	
第 3 版	令和 9 年 5 月	6, 0 0 0 部	

※広告事業主分は含まない。

3 配布方法

津山すこやか・こどもセンターで実施する乳児健診受診時及び子育て家庭の当市への転入手続き時に配布するほか、当市窓口及び出先職場において設置・配布する。

また、市内の全ての保育園（所）、幼稚園及び認定こども園（以下、「教育・保育施設」という。）計 3 3 園の在園児に配布する。

4 費用負担

市からの行政情報等の各種情報の提供を除き、制作、広告募集、配送等に要する費用の全てを協働発行业務者が負担する。

5 規格等

(1) 規格

- ・ A 5 判・縦、6 0 ～ 8 0 ページ程度（うち行政情報が 2 / 3 以上）
- ・ 4 色／無線綴じ

(2) 主な内容

行政情報（当市が提供する各種の子育て支援サービス等の情報（子育て関連施設の位置を表す地図を含む。）、地域情報（各種イベント、親子で楽しめる施設、医療機関等の情報）、広告等

(3) その他

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、フォント、色調やデザインに配慮すること。

6 制作、納品等

(1) 原稿

市は、地図（イラスト地図）データを除き、原則全ての行政情報を提供する。
また、地域情報についても、写真、テキスト情報等を可能な範囲で提供する。

(2) 広告の募集

協働発行业者が募集する。

(3) 納品

津山市こども保健部子育て推進課に納品する。

(4) 電子データ

協働発行业者は、情報誌（全ページ）のPDF形式（テキスト等が抽出可能なもの）の電子データを市に納品する。

7 広告の掲載基準等

広告の掲載基準は、津山市広告掲載要綱（平成19年津山市告示第198号）第3条の規定に準じるものとし、同要綱第12条の審査会で掲載決定する。

8 その他

(1) 協働発行业者は、情報誌の内容等に関する苦情その他の問題が生じたときは、市と協力して速やかにその解決に努めるものとする。

(2) 市は、電子データを市ホームページに掲載する。

(3) 広告主への掲載報告は協働発行业者が行うものとし、その際広告主へ津山市子育て支援ガイドブックを配布する場合、その冊数は上記「2 発行日、発行部数及び提供（有効）期間」の発行部数に含まない。